

ボランティア清掃

令和元年 5月19日(日曜)

午前9時～10時 (小雨決行)

(雨天の場合は5月26日(日)に延期し、同日も雨天の場合は中止)

1. 実施区域 : 自治会内全域の公道・公園・公共緑地

※ 私有地内(個人の庭・駐車場・農地、共同住宅の敷地内・駐車場など)のゴミ・木の枝・不用品などは町内一斉清掃の対象としないので、各自で片付けるようお願いいたします。

2. 清掃本部 : 今田公園に設置します。

3. 実施方法

① 会員の皆さんは、午前9時から自治会区域内の公道・街路樹の周囲・公共緑地を清掃し、「収集区分」に従ってゴミ収集袋に入れ(出来るだけいっぱいに入れる)、最寄りの「ゴミ仮置場」に集めて下さい。

② ゴミ収集袋は、組長さんから受取って下さい。

③ 午前10時から本部役員がトラックで収集に回ります。その前に清掃作業を終わらせて下さい。

④ 清掃作業が終わりましたら組長さんから飲物を受取って下さい。

⑤ 組長さんは、午前9時からゴミ袋の受取りと配分をし、その後、組の参加人員の報告、不法投棄、大型ゴミの有無の報告、飲み物の受取りと配分など、清掃本部(今田公園内)との連絡を担当してください。



4. 収集区分

① 可燃ゴミ(紙くず、木片、落ち葉、街路樹周囲の雑草など)

② 不燃ゴミ(空き缶、空きビン、金属片、ガラス片、プラスチックなど)

※ 土砂・岩石・コンクリートなどは、ゴミ袋に入れないで下さい。

※ 不法投棄の大型ゴミ(自転車、家電製品、家具、タイヤ、バッテリーなど)は収集しません。自治会区域内の道路に大型ゴミが不法投棄されているときは、市の環境事業センターに依頼して別途処理してもらうので、組長さんを通じて清掃本部に連絡して下さい。

以上